

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」への意見

質問 について

意見	理由
同意できません	<p>価値のある有価証券を、公正価値で購入している取引である以上、報酬としての性格は無いと考える。その後、業績が向上し、株価が上昇してキャピタルゲインを得られる状態になったとしても、それはそもそも購入した新株予約権の価値であるため、あらたに報酬を与えているものではないと考える。</p> <p>また、ストック・オプション会計基準は、公表当時、一般的に利用されていた従業員等に無償で付与されるストック・オプションを念頭において検討され、その当時、一般的に利用されていない権利確定条件付き有償新株予約権を考慮して報酬概念が検討されたわけではない。</p> <p>権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、現金を対価として受け取り付与する新株予約権と理解している。労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬に該当しないのは定義から明らかである。</p>

質問 について

同意できません	有償ストック・オプションは投資行動の一環であり、無償で付与されるわけではありません。その点で無償と同類に扱うこと自体おかしいと考える。そもそも時価で会社と付与者が取引を成立されるものであり、もしも費用計上するのであれば、契約時点での時価で計上するべきだと考える。
---------	---

質問 について

同意できません	そもそもストック・オプションではなく、有償の新株予約権であるため、報酬の箇所に記載することには違和感しかありません。
---------	--

質問 について

同意できません	質問1～3の意見にあるとおり、本公開草案に同意しないが、仮に本公開草案が適用されることになった場合を想定しても、適用時期は一定の予備期間を設け、会計上の混乱を防ぐためにも各企業の翌期初からの適用にすべきだと考える。
---------	---

質問 その他意見・質問について

	<p>ストック・オプション会計基準が公表された時点で想定されたストック・オプションは、従業員等に無償で付与する新株予約権。公表時点で一般的に採用されていない権利確定条件付き有償新株予約権を想定せずに定義された報酬概念をもとに、権利確定条件付き有償新株予約権が報酬に該当すると結論づけようとするのは誤った分析と考える。</p> <p>ストック・オプション会計基準そのものを見直すべきであり、実務対応報告で対応するテーマではないと考える。</p> <p>費用計上により業績条件の達成可否が異なる場合の取り扱いについて 本公開草案に準拠した会計処理を行った場合、業績条件を充足することが明らかとなった場合には株式報酬費用が計上されることとなるが、当該費用を計上することを原因として業績条件の達成の可否が異なる場合(=費用計上の結果として業績目標未達になる場合)には、はどう考えるべきか、ご教示願いたい</p>
--	---